

# 役員等報酬等規程

社会福祉法人 らく楽福祉会

平成29年4月1日 改正

## 役員等報酬等規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人らく楽福社会の役員等の報酬等について定めるものである。

(定義)

第2条 本規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。

2 報酬は、法人と委任関係にある役員、評議員、苦情対応第三者委員、評議員選任・解任委員の職務執行の対価として支払われるものである。

(理事会及び評議員会の出席実費弁償費等)

第3条 役員が理事会に出席したとき、及び評議員が評議員会に出席したときは、別表1により実費弁償費を支払うことができる。

2 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

(役員勤務報酬等)

第4条 理事長が理事会以外の日において、法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表2により報酬または実費弁償費を支払うことができる。

2 理事が理事会（出席）以外の日において、理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表2により報酬または実費弁償費を支払うことができる。

3 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

(監事の勤務報酬等)

第5条 監事が理事会以外の日において、法人及び施設の指導検査への立会及び運営状況の指導または監査の業務にあたった場合は、別表2により報酬または実費弁償費を支払うことができる。

2 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費と

する。

(苦情対応第三者委員の勤務報酬等)

第6条 苦情対応第三者委員が苦情対応第三者委員会に出席したときは、別表1により実費弁償費を支払うことができる。

2 苦情対応第三者委員が苦情対応第三者委員会以外の日において、法人及び施設に係る苦情対応の業務にあたった場合は、別表2により報酬または実費弁償費を支払うことができる。

3 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

(評議員選任・解任委員の出席実費弁償費等)

第7条 評議員選任・解任委員が評議員選任・解任委員会に出席したときは、別表1により実費弁償費を支払うことができる。

(兼務役員)

第8条 施設の職員を兼務する役員は、施設の職員としての業務を除く法人職務に限り、この規程を適用することができる。

(改正)

第9条 本規程の改正は、理事会の議決を経なければならない。

付 則

この規程は、平成24年4月1日より適用する

この規程は、平成25年6月1日より適用する

この規程は、平成29年4月1日より適用する

別表1 (日 額)

名 称	実費弁償費
理事会出席報酬	3,000円
評議員会出席報酬	3,000円
苦情対応第三者委員会出席報酬	3,000円
評議員選任・解任委員会出席報酬	3,000円

別表2

名 称	報 酬	実費弁償費
理事長業務報酬等	300,000円/月	3,000円
副理事長業務報酬等	250,000円/月	3,000円
理事業務報酬等	3,500円/日	3,000円
監事監査指導報酬等	3,500円/日	3,000円
評議員業務報酬等	3,500円/日	3,000円
苦情対応第三者委員	3,500円/日	3,000円

※ 但し、本表の報酬等は平成29年4月1日より実施するものとする。